

ヒアリング結果概要

令和３年１月

法務省大臣官房司法法制部審査監督課

○ 独立行政法人国民生活センター

- ・ ２０１９年度は年間２０４件のＡＤＲの申請があった。
- ・ 履行確保については、独立行政法人国民生活センター法第３７条に基づく義務履行の勧告制度があり、合意した和解内容が実施されない場合には紛争解決委員会が義務者である事業者に対して勧告を実施することができ、合理的理由なく義務者が履行しない場合には、事業者名などを公表することができる制度がある。もっとも、確信犯的な事業者に対しては、履行確保が難しい面がある。
- ・ 執行力を付与するための運用上の工夫として、執行受諾文言を記載した公正証書を作成したり、和解に基づく仲裁判断などを利用している。
- ・ 消費者問題の特徴として、紛争の金額が低く、裁判手続の利用が費用対効果の点からなじまないという特色があるし、執行証書等の別途手続を利用することについても費用の問題や相手方との対面が必要となるなどの心理的ハードルが高いことから、利用者からも執行力の付与の期待があるものと考えている。同じ手続の中で執行力が付与されることとなれば心強い。

○ 愛知県弁護士会

- ・ 毎年、概ね２００件を超える申立件数がある。
- ・ 名古屋簡易裁判所、名古屋家庭裁判所と協議し、即決和解・即日調停を利用して執行力を付与する運用を行っている。即決和解については金銭給付の事件のほか、建物明渡事件で多く利用されている。即日調停は、養育費や財産分与等の金銭的な給付を要する事件で多く利用されている。
- ・ 一律に執行力を付与することには反対であり、その理由として、①多くの事案では任意での履行が期待されること、②和解合意に執行力を付与しても、裁判所で債務名義とならないと判断された場合にＡＤＲ機関の信用が落ちたり、損害賠償されるリスクがあることがある。即決和解・即日調停を利用する方法の方が、②のリスクが少ないものと考えている。
- ・ 結論としては、全てのＡＤＲ機関の和解合意に執行力を与えるのではなく、公益性、手続的透明性、中立性、法的専門性が担保された、人的、手続的な裏付けのあるＡＤＲ機関に限って執行力を付与すべきと考える。

○ 第二東京弁護士会

- ・ 近年は年間６０件から９０件の受理件数がある。
- ・ 過去３年間の和解合意７５件につき調査を行った結果、金銭の一括払いの条項がある事例が５３件、金銭の分割払いの条項がある事例は８件

であり、うち、１０回以上の分割払いの事例は５件であった。

- ・ 近年は約１５年間で仲裁法第３８条の和解に基づく仲裁判断を行った事例が１３件確認された。
- ・ 当事者や代理人が、最終的な解決に執行力がないために第二東京弁護士会のＡＤＲをそもそも選択していないという実情があるのではという意見があり、国内事例でも民間ＡＤＲに執行力を与えるニーズは存在すると考えている。
- ・ 弊害の一つとして、手続の任意性、柔軟性、自主性、多様性が失われることを危惧する声があり、一律に執行力を付与することには慎重な意見が多かった。また、裁判所の執行決定において債務名義性が否定された際のトラブルを危惧する意見があった。また、執行力を付与してもそれほど受理件数は伸びないのではないかと意見もあった。
- ・ 双方当事者が同意する場合に、機関ごと、あっせん人ごと、事案ごとに一定の執行力を付与するという法制については、積極的に考えてよいという意見もあった。

○ 日本弁理士会

- ・ 日本知的財産仲裁センターにおける調停件数は、近年は年間数件単位の申立件数しかなく、伸び悩んでいる。
- ・ ２０１６年に社団法人日本知的財産協会の会員にアンケートを送付し、３６５社から回答を得た。
日本知的財産仲裁調停センターの利用を検討しなかった会員のうち、１５％の会員が「調停の効力に疑問」（執行力の付与に関するもの）と回答し、検討したが利用しなかったと回答した会員のうち１２％の会員が「調停の効力に疑問」（執行力の付与に関するもの）と回答した。
また、回答者のうち約４４％が紛争解決の際に「法的に拘束力のある結果を得られること」を重視すると回答した。
- ・ 知的財産を活用する企業にとって、調停に法的拘束力がないことが調停を利用しない原因になっている。
- ・ 執行力の付与については、①和解合意の双方当事者が執行力を付与することに合意し、その旨が和解契約書に記載されていること、②裁判所の執行決定を経ること、③消費者が事業者に債務を負う内容の和解をする場合は適用除外とすること、④案件ごとにＡＤＲ機関が執行力の付与、不付与を選択できるようにすることを条件に執行力を付与すべきである。

○ 日本行政書士会連合会

- ・ 現在 18 の行政書士会が認証 ADR として活動しており、令和元年度の受理件数は 25 件である。
- ・ 外国人の職場環境等に関する紛争、自転車事故に関する紛争、愛護動物に関する紛争、敷金返還などに関する紛争を中心に取り扱いしており、対話促進型、自主交渉型の同席調停を原則としており、当事者が自身の言葉で話し合い満足できるプロセス重視型の調停を行っている。
- ・ 事前相談や手続教示の際に履行確保の点から ADR を選択されない場合もあり、受理件数の増加の観点や成立した和解合意の実効性確保の観点、今後の ADR の拡充・活性化の観点から執行力の付与に賛成である。また、執行力を付与する条件としては、紛争当事者双方が執行力を付与することに合意し、その旨を和解合意書に記載することを条件とすべきである。
- ・ 執行力が付与されたとしても、隘路となるようなことは特にないと考えている。

○ 公益社団法人民間総合調停センター

- ・ 大阪弁護士会、司法書士会、土地家屋調査士会等の様々な士業団体、消費者団体等が参加している調停機関であり、幅広い分野の紛争を取り扱っている。過去約 10 年間で 1741 件の申し立てがある。
- ・ 執行力を付与する工夫として、和解に基づく仲裁判断を 26 件実施している。また、簡裁での即決和解を勧めるという運用を行っている。
- ・ 弁護士があっせん人に必ず入っている民間総合調停センターに執行力を付与することについては、概ね賛成である。もっとも、全ての ADR 機関の和解合意に執行力を付与すべきかどうかについては、裁判所において債務名義として認められる和解条項を作成できなければ ADR 機関の信用性が落ちることから、慎重に考えることも必要であると考えている。

○ 家族のための ADR センター（小泉道子氏）

- ・ 年間 120 件程度の受理件数があり、離婚や相続等の親族間紛争を取り扱っているが、ほとんどの案件は離婚関係・夫婦関係である。
- ・ 養育費や財産分与の分割払いがある事案では、事前説明の段階から公正証書を作成することを前提に説明しており、ほとんどの場合に公正証書を作成し、執行力を確保している。
- ・ 養育費や財産分与の分割払においては、不動産登記等の複雑なものを

除けば、執行力を付与する和解条項を作成することはそれほど難しくもないものと考えている。

- ・ 事前相談の段階で、強制執行できないことを危惧する問い合わせがあることや、和解合意を公正証書にする費用や手間を考えると、執行力を付与するニーズは大変高いものと考えている。

○ 日本司法書士会連合会

- ・ 現在 31 の単位会が認証 ADR 機関として活動している。
- ・ 執行力の付与に否定的な意見の理由としては、① 手続が重厚になり裁判所調停との差別化が困難になること、② 自発的な履行を促すのが ADR として望ましいこと、③ 応諾しない相手方の増加が危惧されること等があった。
- ・ 執行力の付与に肯定的な意見の理由としては、① 執行力の付与により、特に登記関連においては、裁判手続における事務的・時間的・経済的負担が軽減できること、② 即決和解や執行証書を作成することになったケースがあったこと、③ 事前説明の段階で執行力がないことを説明したところ、当事者が手続の利用を選択しなかったケースがあったこと等があった。
- ・ 執行力の付与については、① 当事者の意思、又は② 事件類型などにより、執行力を与える事件の絞り込みを行うことが考えられるのではないか。また、既存の様々な履行確保手段が消去法的に選択されている手段であるか否かについても留意する必要があるのではないか。
- ・ また、現状の ADR 機関で履行確保に向けて行われている対応や執行力付与以外の方法につき、課題を抽出し、課題解決に必要な対応をすべきではないか。

○ 全国社会保険労務士会連合会

- ・ 46 機関が認証を取得しており、平成 21 年から令和元年までに 1166 件の受理件数がある。紛争範囲は個別労働紛争で、9 割は労働者側の申し立て、1 割は経営者側の申し立てとなっている。
- ・ 執行力の付与に関する工夫としては、簡易裁判所の即決和解や公証役場での執行証書の方法を説明しているが、その件数等は把握できていない。
- ・ もっとも、執行力の付与よりも応諾義務がなく、不応諾で終わってしまう事案が多いことの方が喫緊の課題であると考えており、多くの解決の場を提供することを第一的には考えている。

- ・ 司法制度改革の時代から、執行力の付与が必要であるという基本的な考え方は変わっていない。しかし、実際にあっせんを行うためには、簡易な手続き、短期間で解決、また当事者の合意に基づき、実情に合った解決ができるとういことで自発的な履行を促すことが重要であるとも考えている。この気軽さによって相手方も応諾しやすいという側面もある。これらの利点を活かしたうえでなら執行力という考え方も出てくると考える。むろん、県会によっては積極的に執行力の付与が必要という考え方を持っているところもある。

○ 日本土地家屋調査士会連合会

- ・ 土地の筆界・境界に起因する紛争を扱っており、全国５０単位会でＡＤＲを実施しており、そのうち２５会が認証を取得している。また、ＡＤＲとは別に法務局が行う筆界特定制度へも土地家屋調査士が関わっており、土地の境界に関する紛争について訴訟になる前の解決が一定程度実現しているものと考えている。
- ・ 執行力に関するアンケートに回答した３７会のうち、無条件で付与することに賛成する会が３会、一定の条件のもとに付与することに賛成する会が２５会、付与することに反対する会が７会という結果であった。
反対する会の中には、設立理念（対話促進型）を理由に執行力付与には否定的な会があると予想される。

○ 日本不動産鑑定士協会連合会

- ・ 連合会において不動産の価格に関する紛争等の調停を行っているが、各単位会は認証を取得していないため、受理件数は平成２１年以来７件にとどまっている。
- ・ これまで履行確保が問題となった相談事例はなく、執行力の付与が問題となった事例はない。もっとも、執行力が付与されれば、当事者に安心感を当てることのできるのではないかと考えており、執行力が付与されることの弊害があるとは現時点では認識していない。

○ 一般財団法人日本自転車普及協会

- ・ 自転車同士又は自転車と歩行者の交通事故、自転車による物損事故の３種類の紛争のみを取り扱っており、概ね年間１０件程度の申立件数がある。比較的少額の案件が多い。
- ・ 申立人の関心事項としては、執行力よりも相手方が応諾するかどうかの点の方が強いものと思われる。

- ・ 執行力の付与については、執行力がないことによる潜在的な需要の取り逃がしがあると思われるので、執行力の付与があった方が望ましい。デメリットは特に感じていないが、受理件数が増えたときに対応できるかという懸念はある。

○ 一般社団法人日本不動産仲裁機構

- ・ 不動産に関する取引、管理、施工、相続その他の承継に関する分野のADRを実施しており、2019年は150件、現在は200件ほどが進行中である。
- ・ 弁護士等の代理人は執行力の有無を考慮している印象である一方で、本人申し立ての事案では、執行力のことを考慮してADRを選択するかどうかを決めている事案は少ない印象であり、この二つは分けて考えるべきではないか。
- ・ 和解成立後に履行されたかどうかをアフターサービスとして確認しており、これまでは100%の履行がされていることを確認している。
- ・ 執行力がないからADRを選択していない層もいるので、執行力が付与されることにより件数が増えるのではないかとと思われる。その一方で、全件執行力を付与すると手続が硬直化するおそれもあると思われる。
- ・ 執行力を付与する際には、規程の整備も必要になるとと思われるので、執行力を付与する場合にはどのような規程を整備すればよいか教示頂けるとありがたい。